

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和五年六月三十日

一 契約の相手方の氏名及び住所

福島 清徳

埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号

二 契約の期間の始期

令和五年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。